



# 1

## 随意契約理由書

1 案件名称 令和2年度 東横堀川水辺の魅力向上に向けた官民連携手法等調査検討業務委託

2 契約相手方 パシフィックコンサルタンツ株式会社 大阪本社

### 3 随意契約理由

本業務は、令和元年度に実施した「東横堀川水辺の魅力向上に向けた官民連携手法等調査検討業務委託」の内容を踏まえ、東横堀川の水辺の魅力向上につながる将来ビジョンの作成及び官民の連携手法を検討する業務であり、地域意見の集約のためのワークショップを開催し、その結果を踏まえた民間事業者へのヒアリング（以下サウンディング）ならびに管理運営事業者の募集条件整理を行うものである。

令和元年度の「東横堀川水辺の魅力向上に向けた官民連携手法等調査検討業務委託」では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当初2月以降に予定していたワークショップやサウンディング等の不特定多数の人々が接する機会を有する検討を実施しておらず、その結果を受けて検討予定であった事項についても完了していない。そのため、既に業務完了した部分を検査し、これを以て業務の完了とするよう減額の設計変更を実施している。

また、令和元年度の「東横堀川水辺の魅力向上に向けた官民連携手法等調査検討業務委託」については、地域住民等が参加するワークショップによる地元意見の集約やサウンディングによる民間事業者との連携手法の調査をふまえて将来ビジョンを策定する業務であり、アイデアや企画力が必要で非定型的な業務であったため、プロポーザルにて技術提案を受け、パシフィックコンサルタンツ(株)を選定したものである。

よって、プロポーザルにて受注者を選定したうえで、令和元年度に実施予定であったワークショップの開催やサウンディング等、不測の事態によって完了しなかった業務について、上記業者に随意契約を行うものとする。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署 建設局企画部河川課 06-6615-6836

## 2

### 随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

下水道使用料調定収納システム改修業務委託

2 契約の相手方

株式会社 南大阪電子計算センター

(大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号)

3 随意契約理由書

本業務は、当局が設置・使用している下水道使用料調定収納システム（以下、「本システム」という。）について、使用料計算のためのプログラム変更の改修をおこなったうえ、一定期間経過後に元の状態に戻す改修をおこなうものである。

本システムについては、株式会社南大阪電子計算センターが保有するパッケージソフトをもとに、設計・プログラミング・運用テストを繰り返し行ったうえで開発（再構築）したシステムであり、システムの内容、運用方法、改修に伴う影響等に対応した技術的知識を備えている唯一の事業者である契約相手方との随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務部経理課（下水道使用料担当）電話番号：6615-7545

# 3

## 随意契約理由書

### 1 委託名称

咲くやこの花館における仮設空調機運転管理業務委託（緊急）

### 2 契約の相手方

一般財団法人 大阪スポーツみどり財団

### 3 随意契約理由

本業務委託は、咲くやこの花館における既設空調熱源機（熱源チラー）が故障したことに伴い、残存する2機の熱源チラーの能力不足分について仮設空調機により熱源を確保するとともに統括的に空調の調整、運転管理を行うものである。

今回、故障した熱源チラーについては、設置後30年が経過し老朽化が進んでいたことから更新が必要であるとして今年度から来年度にかけて更新工事を予定していたところであった。しかしながら、本年5月22日に故障が発生し、当該熱源チラーを修繕するべく機器の故障原因につき詳細な点検調査を行ったが、同6月12日に修繕が困難であることが判明した。既に最高気温が30度を上回るなどこのままでは管理する植物の育成に著しい悪影響が生じ今夏を乗り切ることが困難な状態となっており速やかな対応が必須となっている。

咲くやこの花館には今では入手困難な希少種も含め5,500種、15,000株の様々な植物が展示されており、繊細な温度及び湿度管理等が必要となるため、植物を枯死させることがないように既設熱源チラーと仮設空調機の熱源とを連携しながら統括的に調整、運転管理することが不可欠となっている。

今回、委託対象施設である咲くやこの花館は、指定管理者制度導入施設の一部であり、上記団体が当該施設の総合企画及び管理運営の役割を担うことが、指定管理者と取り交わした「令和2年度鶴見緑地及び他11施設管理運営業務年度協定書」において定められている。上記団体は、平成4年以降現在に至るまで、高度な専門的知見のもと、咲くやこの花館の管理運営に携わり、既設熱源チラーを用いて長年の経験に基づき多種多様な植物の生態に合わせた温度及び湿度管理を適切に行ってきた唯一の団体であり、残存するチラーの運転管理と仮設空調機の熱源も合わせた一体的な運転管理を行うことが責任の所在を明確にするうえでも必要であることから、随意契約を依頼するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び2号

### 5 担当部署

建設局 公園緑化部 緑化課（電話番号：06-6469-3857）